

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成31年1月8日

徳島市監査委員	稲井博
同	工藤誠介
同	森井嘉一
同	西林幹展

工事監査結果報告書

第1 監査の対象

1 監査の対象工事

監査の対象工事は、平成30年8月1日現在で施工中の契約金額が1,000万円以上の工事で、工事現場の実地調査時における計画進捗率が30～80%の工事の中から次の工事を選定した。

工事名	徳島市庁舎エレベーター更新工事（本館西側）
工事所管	財政部 管財課
契約金額	287,496,000円
工期	平成29年12月22日から平成31年7月31日まで
実地調査時点の計画進捗率	約30%

2 監査対象工事の概要

- (1) 事業目的 本市庁舎本館西側のエレベーター4基は、昭和59年に運用開始し、その後30年以上を経て現在に至っている。今回の工事において、老朽化したエレベーターを改修することで、安全性の向上を図るもの。
- (2) 工事場所 徳島市幸町2丁目
- (3) 工事内容 庁舎西側エレベーター4基更新工事

第2 監査の実施期間

平成30年11月26日から同年12月26日まで

第3 監査の方法

監査対象工事について、その計画、設計、積算、施工状況、施工管理等が、適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、契約関係書類及び設計図書等の提出を求め調査するとともに、工事現場の施工状況調査を行った。

なお、工事技術に関する専門的知識を補完するため、公益社団法人大阪技術振興協会に関係書類調査及び現場施工状況調査を委託し、監査の参考とした。

第4 監査の結果

監査の結果、工事はおおむね適正に執行されていた。

なお、一部改善等を要する事項については、口頭により指導を行った。